

平成 28 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 56 号議案～第 62 号議案

平成 28 年 6 月 6 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 56 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (平成 27 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 5 号))	1 専決書 別冊
第 57 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 1 号)	別冊
第 58 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市病院事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 59 号 議案	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について	3
第 60 号 議案	舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定につ いて	10
第 61 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市勤労者福祉センタ ー)	11
第 62 号 議案	工事請負契約について(旧市立舞鶴市民病院(本館棟 他)除却工事)	13

第 56 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

平成 27 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 5 号)(専決第 1 号)

平成 28 年 6 月 6 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 103 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 59 号議案

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市市税条例の一部改正)

第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の右に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「同じ」を「「不足税額」という」に改め、同条第2項中「次項」の右に「及び第4項」を加え、同条第3項中「変更し」を「変更し、」に、「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為によ

り市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の右に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条各号列記以外の部分中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

附則第3条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第33条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

附則第7条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第9項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第7条の2中第8項を第12項とし、同項の前に次の3項を加える。

9 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第7条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第7条の3第8項第5号中「費用」の右に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

(舞鶴市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 舞鶴市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第13項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改める。

附則第17項中「、新条例」を「、舞鶴市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削り、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附則第20項の表附則第17項の表第100条の2の項の項、附則第22項の表附則第17項の表第100条の2の項の項及び附則第24項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中舞鶴市市税条例第19条、第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第2条中舞鶴市市税条例の一部を改正する条例附則第17項の改正規定(「、新条例」を「、舞鶴市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次項及び附則第4項の規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中舞鶴市市税条例附則第3条の改正規定及び附則第3項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)第43条第4項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 3 新条例附則第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第7条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第7条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第7条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第7条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 10 新条例附則第7条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される

新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 11 新条例附則第7条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

提案理由

地方税法の改正に伴い、固定資産税の課税標準等の特例措置を講ずる等所要の改正を行いたいので提案する。

第 60 号議案

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公費負担の限度額を改めたいので提案する。

第 61 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 6 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市勤労者福祉センター

所在地 舞鶴市字溝尻 150 番地 11

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般財団法人舞鶴勤労者福祉センター協議会

代表者 代表理事 関 本 博 之

所在地 舞鶴市溝尻 150 番地の 11

3 指定期間 平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市勤労者福祉センターの指定管理者を指定したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項及び第 2 項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第 4 項 略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項以下 略)

第 62 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

旧市立舞鶴市民病院(本館棟他)除却工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

192,888,000 円

4 契約の相手方

舞鶴市字市場 202 番地 10

丸富・京舞・東電気特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社丸富建設

代表取締役 久富 慶亮

平成 28 年 6 月 6 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

旧市立舞鶴市民病院(本館棟他)除却工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。